

退職所得に対する市県民税について

退職所得とは、退職により勤務先から受ける退職手当等の所得をいい、社会保障制度などにより退職に基因して支給される一時金、適格退職年金契約に基づいて生命保険会社又は信託会社から受ける退職一時金なども退職所得とみなされます。

納税義務者は、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在、富士吉田市内に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。

◇ 納付額および納入について

市民税納付額＝退職所得の金額×0.06 ※100円未満切捨て

県民税納付額＝退職所得の金額×0.04 ※100円未満切捨て

納入先：退職手当等を受け入れるべき日（通常は、退職した日）の属する年の1月1日現在における住所のある市（区・町・村）に納入します。

納入期限：退職手当を支払い、市県民税を特別徴収した日の翌月10日までに納入してください。

◇ 退職所得の金額について

	計算方法
法人役員等 (勤続年数5年以下)	退職所得の金額 ＝(退職手当等の金額－退職所得控除額)
法人役員等以外 (勤続年数5年以下)	(イ)退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合 退職所得の金額＝(退職手当等の金額－退職所得控除額)×1/2 (ロ)退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合 退職所得の金額＝150万円＋{退職手当等の金額－(300万円＋退職所得控除額)}
上記以外	退職所得の金額 ＝(退職手当等の金額－退職所得控除額)×1/2

※退職所得の金額に千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てる。

※法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員、地方議会議員・地方公務員が対象となります。

◎退職所得控除額について

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円になります）
20年超	80万円＋70万円×（勤続年数－20年）

*勤続年数に1年未満の端数がある場合は、切り上げて1年とします。

*障害者になったことにより退職した場合には、上記により計算した退職所得控除に100万円加算されます。